

第1章 大阪府保健医療計画について

1. 医療計画とは

医療法 30 条の 4 では、国が定める良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保をはかるための基本的な方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、都道府県は医療提供体制の確保をはかるための計画を定めることとしている。

そして、地域における保健医療提供体制の確保にあたっては、医療に対する安心、信頼の確保をめざしつつ、疾病の予防から治療、福祉まで、府民のニーズをふまえた切れ目のないサービスを提供できる体制づくりが必要である。

とりわけ、医療提供者が専門家として、患者とともに治療という共同作業を進めていくことが求められている。

府民をはじめ、医療提供者、市町村、大阪府、国がそれぞれの役割を明確にするとともに、各地域における保健医療提供体制の実態や将来像をわかりやすく示すために、今回の大阪府保健医療計画を作成した。

2. 計画の基本理念

本計画は、国の医療提供体制の確保に関する基本方針とあいまって、健康な生活を享受することが府民の基本的な権利であることを示すとともに、府民一人ひとりの健康の保持増進から疾病の予防、診断、治療およびリハビリテーションまで切れ目なく、良質な医療サービスを提供し、府民のニーズをみたすために必要な保健・医療・福祉の総合的なサービス体制の確立をめざすことを基本理念としている。

3. 計画の位置付け

大阪府では、安心・安全で、府民の健康を育む都市づくりを進めるため、地域の保健・福祉の推進と医療の充実に関する施策を実施し、各分野で具体的な成果をあげてきた。

一方、人口の急速な高齢化が進む中、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病及び精神疾患については、生活の質の向上を実現するため、患者数の増加の状況もふまえつつ、これらに対応した医療提供体制の構築が求められている。

さらには、地域医療の確保において重要な課題となる救急医療、災害時における医療、周産期医療および小児医療（小児救急を含む。）並びに在宅医療についても、これらに対応した医療提供体制の構築により、住民や患者が安心して医療を受けられるようにすることが求められている。

本計画は、大阪府の地域特性をふまえて、府民の生涯を通じての健康づくりや適切な地域医療の確保をはかり、「住む人が安心できる大阪」をめざして、一人ひとりの府民が自立して生きていくことのできる保健・医療・福祉の充実をめざすものである。

このため、大阪府は、本計画について医療関係団体はじめ市町村等広く関係者の意見を聴き、府民の意見を反映する等、横断的な内容となるよう留意した。

また、二次医療圏ごとに「保健医療協議会（構成：大阪府、市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院等の医療関係団体および福祉関係団体ならびに保健医療サービス受益者等）」を設置し、それぞれの圏域内で生じる保健・医療・福祉に関する諸課題に対する解決策について意見を聴くことに加え、府全域での医療提供体制に関しては、大阪府医療審議会において総合的調整をはかるなど本計画を円滑に推進する体制を構築している。

（１）生涯にわたるライフステージに応じたサービス体制づくりの推進

府民が生涯にわたって健康な生活を過ごせるよう、乳幼児期から老年期に至る各ライフステージに応じて、健康づくり・健康教育・疾病予防・治療・リハビリテーション、救急医療、精神保健医療や訪問看護等の総合的なサービス体制づくりを推進する。

（２）長寿社会に対応する地域サービス体制の整備

少子高齢化が進むことによって、それぞれの地域において、健康教育、生涯学習を基盤とした保健・医療・福祉の総合的なサービス体制を確立することを目的とし、地域医療・地域ケアサービス体制を整備する。

（３）保健・医療・福祉の社会資源の連携による効果的なサービス体制の確立

府民のニーズに的確に対応できるよう、保健関係施設、医療機関、社会福祉関係施設等、社会資源の有機的な連携を推進し、効果的なサービス体制の確立をはかる。

4. 計画の性格

本計画は、次に示す性格を有する。

（１）将来的な医療体制の整備を推進するための基本計画

本計画は、広域的な都市化の進展や高密度な交通網の発達、あるいは豊富な医療資源の集積といった大阪府の地域特性や府民の医療ニーズの多様化をふまえていることに加え、高齢社会とそれに伴う疾病構造の多様化にも対応した包括的な医療体制の整備を推進するための将来目標と基本的方向を示すものである。

（２）保健医療関係者が一体となって実現をめざす総合的な計画

本計画における記載事項は、単に保健医療行政の課題として捉えるだけでなく、関係団体・市町村・医療提供施設やその従事者などの課題として、関係者が一体となって協力体制の確立と相互の連携をはかることにより、府民が健康に暮らせる生活を保障し、人生 80 年時代にふさわしい豊かな長寿社会を形成することをめざすものである。

（３）関係各機関等がそれぞれ主体的に目標を示す共通の計画

本計画は、大阪府が健康増進をはじめ、急性期から回復期、在宅に至る包括的な保健医

療福祉施策を推進するための基本方針である。

また、保健医療福祉関係団体にとっては、地域社会のニーズに応じた自主的な事業活動を促進するための共通の指針であり、市町村にとっては、住民の日常活動に密着した具体的な保健医療福祉行政を展開するための目標となるものである。

(4) 他の行政計画との整合性をはかった専門的な計画

本計画は、平成20年12月に策定された「将来ビジョン・大阪」の考えを反映し、「第2次大阪府健康増進計画」、「第二期大阪府がん対策推進計画」、「第2期大阪府医療費適正化計画」、「大阪府高齢者計画 2012」、「第4次大阪府障がい者計画」、「こども・未来プラン後期計画（大阪府次世代育成支援行動計画）」、「大阪府地域防災計画」など保健・医療・福祉の各分野を通じた総合的なサービス体制の確保をはかるための専門的かつ主要な計画の1つである。

5. 本計画の期間

この計画は、平成25年度から平成29年度までの5年間の計画とする。ただし、5年未満であっても必要があると認めるときは、計画を再検討するものとする。

表1-1-5-1 地域保健医療協議会設置状況

圏域	協議会名	設立年月日	
二次医療圏	大阪府豊能保健医療協議会	平成2年12月26日	
	大阪府三島保健医療協議会	平成元年5月20日	
	大阪府北河内保健医療協議会	昭和63年11月5日	
	大阪府中河内保健医療協議会	平成元年11月11日	
	大阪府南河内保健医療協議会	平成元年11月25日	
	大阪府堺市保健医療協議会	平成2年3月27日	
	大阪府泉州保健医療協議会	平成2年10月25日	
	大阪府大阪市保健医療連絡協議会	平成元年12月18日	
	基本保健医療圏	大阪府大阪市北部保健医療協議会	平成元年10月25日
		大阪府大阪市西部保健医療協議会	平成元年12月15日
		大阪府大阪市東部保健医療協議会	平成元年10月11日
大阪府大阪市南部保健医療協議会		平成元年9月27日	